（公印省略）

食生衛第８１０-１３号

　令和４年９月１６日

　関係各位

群馬県知事　山本　一太

（健康福祉部食品・生活衛生課）

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく

警戒レベル及び要請について（依頼）

　平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

　さて、令和４年９月１５日（木）に開催しました、第９２回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（９月１７日（土）以降）を行うことを決定しました。

　つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

　－前回（９月３日（土）以降）要請からの変更点－

（１）要請期間の変更

　　　　令和４年９月１７日（土）０時～９月３０日（金）２４時

　　　　※警戒レベルに変更はありません。

（２）イベント開催における考え方を追記

　　　　　同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して

開催する場合の収容率の上限は、それぞれ５０％（大声あり）・１００％（大声な　　　し）とする。

　※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（９月１７日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp